

議案第7号

成・吉原地区ほ場整備事業に伴う字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成6年2月25日

三朝町長 安田真一郎

平成6年2月25日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

区域を変更する字の名称	同左の区域(平成6年1月11日現在の地番による。)
大字三徳字赤坂	大字三徳字赤坂のうち245の一部、246及びこれらと一体をなす国有地並びに244、265の3と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字三徳字長畑	大字三徳字赤坂245の一部、246及びこれらと一体をなす国有地並びに244、265の3と一体をなす国有地の一部 大字三徳字長畑の全域
大字三徳字海老谷頭	大字三徳字海老谷頭のうち946の一部以外の区域
大字三徳字海老谷	大字三徳字海老谷頭946の一部 大字三徳字海老谷の全域